

平成元年

家内労働のしおり

労働省婦人局

はじめに

労働省では、家内労働法の周知徹底を図るため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、家内労働旬間（5月21日から31日まで）を設け、広報活動、監督指導をはじめ、多角的な活動を集中的に実施しています。

本年は、「家内労働手帳の交付の徹底と家内労働による災害の防止」を目標に掲げ、広く法の周知を図るとともに、委託者に対しては監督指導、集団指導等を通じて法の遵守を促し、家内労働者に対しても、効果的な方法により、法を浸透させることとしています。

また、委託者及び家内労働者自身も、この機会に家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の内容についての認識を深めるとともに、その遵守状況について点検を行うこととしています。

この「しおり」が家内労働について認識を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成元年

労働省婦人局

目 次

家内労働旬間実施要綱	1
家内労働の現状	4
家内労働対策の概要	19
(1) 家内労働手帳の普及について	19
(2) 工賃支払の確保等について	20
(3) 最低工賃の決定について	20
(4) 安全及び衛生の確保について	21
(5) 労災保険特別加入制度について	22
(6) いわゆる「インチキ内職」の防止について	28
家内労働法のあらまし	30
(参考)	
1 小規模企業者を対象とした施策の概要	39
2 家内労働関係年表	45

平成元年 家内労働旬間実施要綱

1 趣 旨

労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など家内労働法に沿った多岐にわたる対策を推進してきたところである。

今日、家内労働は我が国経済活動の一端を担っており衣服、電気機械器具、織物、雑貨などの製造加工等の業務に106万人の家内労働者及びその同居の親族が従事しているが、家内労働の作業場所が家内労働者の居宅に分散していること、家内労働への就業が浮動的であることなどのため、なお家内労働法の趣旨・内容が十分には浸透しにくい状況にあり、家内労働者の労働条件の改善は遅れがちである。

このため、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進することを目的として、本年も家内労働法が制定された5月を期して家内労働旬間を実施するものとする。

2 目 標

家内労働手帳の交付の徹底と家内労働による災害の防止

3 期 間

5月21日から31日まで

4 主 唱

労 働 省

5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関

6 実 施 事 項

(1) 労働省の行う事項

- イ 各種資料の配布
- ロ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ハ 家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を総合的に推進するための地域別関係行政機関連絡会議の開催
- ニ 委託者に対する監督指導及び集団指導の実施
- ホ 家内労働関係優良委託者及び委託者団体等の表彰
- ヘ 内職グループリーダー等を対象とする懇談会の実施
- ト 家内労働者に対する法の周知、指導及び相談の実施
- チ 最低工賃の周知
- リ 「インチキ内職」による被害防止のための広報

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働法の遵守状況の点検
 - (イ) 家内労働手帳の交付及び家内労働手帳への記入
 - (ロ) 家内労働による災害防止のために必要な措置の実施
 - (ハ) 最低工賃の遵守
 - (ニ) 委託状況届の提出その他家内労働法の遵守状況

ロ 家内労働による災害防止のための指導援助

ハ 労災保険特別加入の促進のための指導援助（加入対象作業に従事する家内労働者に委託する委託者の場合）

(3) 家内労働者の行う事項

- イ 家内労働手帳の受領及び記入事項の確認
- ロ 家内労働による災害防止措置の点検
- ハ 労災保険特別加入制度への加入（加入対象作業に従事する家内労働者の場合）

家内労働の現状

労働省では、家内労働の実態を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、昭和63年10月に全国的に家内労働の概況調査と工賃、就業時間等の実態調査を実施した。これらの調査結果から最近の家内労働の現状をみると次のとおりである。

I 家内労働の概況

1 家内労働従事者

(1) 家内労働に従事している者は106万人

家内労働に従事する者の総数は106万人であり、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、ラジオ・テレビ部品、紙加工品及び皮革製品などの製造加工等に従事している「家内労働者数」は100万人であり、また、家内労働者の同居の親族であって家内労働者とともに仕事に従事している「補助者数」は6万人である（表1）。

なお、家内労働従事者数は前年に比べると32,200人の減少（前年比3%減）である。

(2) 女子の内職が圧倒的に多い

家内労働者数を男女別にみると、男子が7万人であるのに対し、女子は93万人と圧倒的に多く、全体の93%を占めている（表1）。

前年に比べると男子は2,900人の減少であり、女子は24,400人の減少である。

表1 業種別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

業 種	家内労働 従事者数 (総数)	家 内 労 働 者 数						補助者数	委託者数	代理人数	
		計	別 別		類 型		人				
			男	女	専 業	内 職					副 業
合 計	1,055,600	997,700	64,700	933,000	59,400	11,500	57,900	66,000	4,990		
食 料	12,600	11,700	300	11,400	100	100	900	500	120		
繊維工業	180,100	162,100	19,000	143,100	20,900	8,000	18,000	13,890	1,230		
衣服・その他の 繊維製品	336,000	323,400	9,200	314,200	12,800	1,000	12,600	25,400	1,380		
木材・家具・装 飾品	9,100	8,600	1,200	7,400	700	100	500	800	30		
紙・紙加工品	51,700	49,900	1,200	48,700	400	100	1,800	3,300	240		
印刷・同関連	20,100	19,500	800	18,700	500	100	600	2,100	40		
ゴム製品	24,700	22,900	2,100	20,800	1,700	100	1,800	1,300	90		
皮革製品	25,500	21,700	5,700	16,000	5,900	100	3,800	1,900	120		
窯業・土石製品	10,300	9,100	1,400	7,700	1,300	100	1,200	900	30		
金属製品	18,400	15,500	5,800	9,700	4,600	100	2,900	2,200	30		
電気機械器具	192,600	187,600	5,900	181,700	2,000	600	5,000	6,400	950		
機械器具等	35,600	33,400	3,700	29,700	2,400	300	2,200	1,900	100		
その他 (雑貨等)	138,900	132,300	8,400	123,900	6,100	800	6,600	5,500	630		

これを類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が93万人で全体の93%を占め、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が6万人で6%であり、農業や漁業の従業者などが本業の台間に従事する「副業的家内労働者」が1万人で1%となっている。前年に比べると、内職的家内労働者は19,700人減、専業的家内労働者は5,600人減となっており、副業的家内労働者は2,000人減となっている。

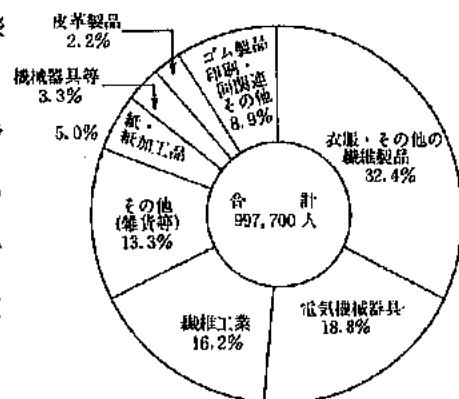
(3) 繊維、電気機械器具、雑貨関係に多い

家内労働者数を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が32万人(構成比32%)、ラジオ・テレビ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・ハンダ付けなどの「電気機械器具」が19万人(同19%)、織物、ニット編みなどの「繊維工業」が16万人(同16%)、玩具、漆器、人形、造花、洋傘などの「その他(雑貨等)」が13万人(同13%)となっ

ており、全体の約80%をこれらの4業種で占めている(表1、図1)。

表2により業種別に家内労働者数を前年と比較してみると、殆どの業種において減少している。減少した主な業種は「繊維工業」の8,400人減、「衣服・その他の繊維製品」

図1 業種別家内労働者構成比

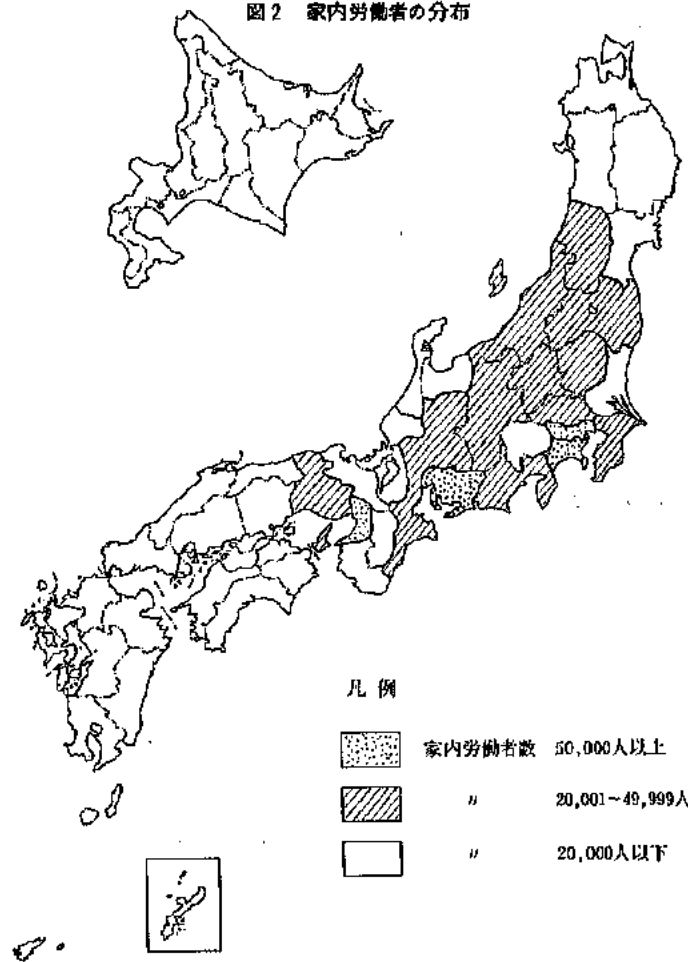


の7,600人減、「機械器具等」の4,300人減となっている。一方、増加したのは「電気機械器具」の3,800人などである。

(4) 都道府県別では、東京、大阪、神奈川に多い

家内労働者数を都道府県別にみると、東京と大阪が10万人(構成比10%)、神奈川が9万人(同9%)及び愛知が5万人(同5%)

図2 家内労働者の分布



となっており、これら4都府県で全国の34%を占めている(表3)、
(図2)。

2 委託者及び代理人

(1) 委託者数は71,500

家内労働者に仕事を委託する委託者の数は66,000で前年に比べ
5,500減となっている(表1)。

委託者の内訳は、製造及び販売業者が6,1200であり、製造又は販
売業者から自己の計算で製造、加工などを請負い、これを家内労働
者に委託する請負業者が4,800となっている。

これを業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」が25,400
で全体の38%を占め最も多く、次いで「繊維工業」が13,800で21
%、「電気機械器具」が6,400で10%となっている(表1)。

1委託者当たりの平均家内労働者数は15.1人であり、これを業種
別にみると、「電気機械器具」が最も多く29.3人、次いで「その他
(雑貨等)」が24.1人、「食料品」が23.4人、「ゴム製品」及び「機
械器具等」が17.6人となっているのに対し、「金属製品」が7.0人、
「印刷・同関連」が9.3人と少なくなっている。

(2) 代理人数は4,990人

委託者が多数の家内労働者や遠隔地の家内労働者に仕事を委託す
る場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支
払などを行うことが、距離的、時間的にむずかしいことから、これ
らの業務を行わせるため家内労働者との間に代理人をおいている場

合がある。

代理人の数は全国で4,990人となっており、業種別では「衣服・
その他の繊維製品」が1,380人、「繊維工業」が1,230人などとなっ
ている(表1)。

表2 業種別家内労働者数の対前年増減数(率)及び主な家内労働業務

業 種 別	家 内 勞 働 者 数			増 減 率	主 な 家 内 勞 働 業 務
	62 年	63 年	増 減 数		
計	1,025,000	997,700	△27,300	△2.7%	
食 料	11,400	11,700	△ 300	2.6%	珍味加工、昆布巻き、唐辛子の選別、みかんの皮むき、漬物用野菜選別
織 造 工 業	170,500	162,100	△ 8,400	△4.9%	絹・綿・スフ・毛織物、ニット編立・かがり、ねん糸、しほり
衣服・その他の繊維製品	331,000	323,400	△ 7,600	△2.3%	洋服、和服縫製、スカーフ・ハンカチーフかがり、タオル・ヘア加工、足袋縫製、刺しゅう
木材・木製製品	9,100	8,600	△ 500	△5.5%	竹組工、鏡台、民芸品研削・組立、玉のれん、箸加工
家具・装飾品	52,100	49,900	△ 2,200	△4.2%	紙袋貼り、紙箱組立、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
印刷・同関連	21,500	19,500	△ 2,000	△9.3%	書籍(がり版)、タイプ、製本、雑誌付録折たたみ
ゴム製品	23,900	22,900	△ 1,000	△4.2%	ゴム製はきもの縫製・接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム紐袋詰
皮革製品	24,600	21,700	△ 2,900	△11.8%	革財布、袋物(ハンドバッグ、サイフ、定期入れ)かばん(トラング、ランドセル)
窯業・土石製品	9,300	9,100	△ 200	△2.2%	陶磁器(生地、絵付け、焼成)、タイル、ガラス、すざり
金属製品	16,300	15,500	△ 800	△4.9%	洋食器・刃物研削、軽便カミソリ組立、金属プレス加工、打はく
電気機械器具等	183,800	187,600	3,800	2.1%	テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立・プリント板組立、クリスマス電球組立
機械器具等	37,700	33,400	△ 4,300	△11.4%	眼鏡枠研削、時計バンド組立、銅器彫金、自動車部品バリ取り・研削、卓上タイプライター部品加工・組立
その他(雑貨等)	133,800	132,300	△ 1,500	△1.1%	金属玩具・海花・フェスナー・漆器・洋傘・ボタン・ござ・ソロボン・ライターの加工・組立

表3 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県名	家内労働従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
北海道	9,400	9,300	100	500	160
青森県	13,500	13,200	300	500	250
岩手県	7,900	7,800	100	300	100
宮城県	12,900	12,800	100	400	160
秋田県	13,400	13,000	400	400	10
山形県	21,400	20,900	500	700	250
福島県	24,500	23,900	600	900	120
茨城県	17,000	16,900	100	1,300	40
栃木県	22,400	22,200	200	1,500	40
群馬県	26,700	25,600	1,100	1,600	100
埼玉県	31,200	30,400	800	1,400	90
千葉県	20,800	20,500	300	900	110
東京都	110,000	102,700	7,300	9,400	110
神奈川県	87,400	83,700	700	2,200	350
新潟県	32,400	30,200	2,200	2,100	210
富山県	14,100	13,700	400	900	160
石川県	7,900	6,800	1,100	900	10
福井県	9,300	8,800	500	1,000	40
山梨県	11,900	10,000	1,900	900	70
長野県	26,700	26,300	400	1,300	50
岐阜県	53,100	46,800	6,300	3,300	60
静岡県	22,000	20,400	1,600	1,400	110
愛知県	53,100	53,700	4,400	3,400	120
三重県	30,500	28,400	2,100	1,800	210
滋賀県	11,600	10,500	1,100	700	20
京都府	24,500	18,800	5,700	1,400	140
大阪府	103,200	98,200	5,000	10,700	310
兵庫県	34,800	30,300	4,500	2,600	200
奈良県	10,600	10,100	500	1,500	10
和歌山県	10,600	10,200	400	800	20
鳥取県	8,500	8,300	200	400	160
徳島県	8,800	8,500	200	500	80
香川県	17,000	16,000	1,000	1,000	170
高松市	14,300	13,800	500	700	30
愛媛県	8,600	8,400	200	600	10
高知県	7,200	7,100	100	400	110
福岡県	19,600	17,500	2,100	800	150
佐賀県	17,300	16,100	1,200	1,300	50
熊本県	4,800	4,700	100	300	30
大分県	15,100	14,900	200	600	190
宮崎県	6,200	6,000	200	300	10
鹿児島県	9,200	8,700	500	500	80
沖縄県	7,400	7,300	100	400	30
計	4,100	3,900	200	200	60
	7,400	7,300	100	200	50
	19,500	19,300	300	1,000	150
	700	700	0	100	0
計	1,055,800	997,700	57,900	66,000	4,990

Ⅱ 家内労働者の労働条件

1 平均年齢は46.6歳、平均経験年数は7年8か月

家内労働者の平均年齢は46.6歳となっており、これを男女別にみると、男子が55.7歳、女子が46.0歳となっている。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、図3のとおり「40歳～50歳未満」が最も多く31.5%、次いで「30歳～40歳未満」が28.3%と、これら二つの階級で全体の60%近くを占めており、「50歳～60歳未満」が21.4%となっている。

次に、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均年数は7年8か月であり、これを男女別にみると、男子は17年6か月、女子は7年となっている（表4）。

2 平均就業時間数は6.1時間、平均就業日数は20.7日

家内労働者の平均就業時間数は、1日6.1時間であり、平均就業日数は、1か月20.7日である。前年と比べると、平均就業日数が0.2日増となり、平均就業時間数でも0.2時間増となった。

これを男女別にみると、男子の就業時間数は、1日9.3時間、就業日数は1か月23.3日であるのに対し、女子の就業時間数は1日

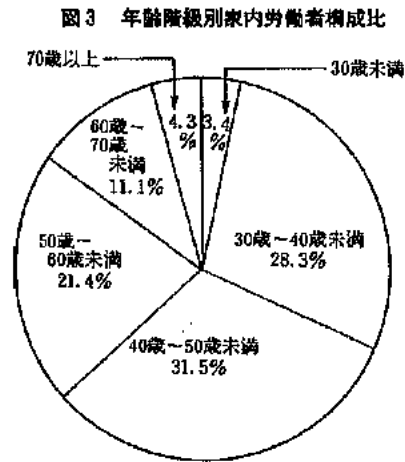


表4 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

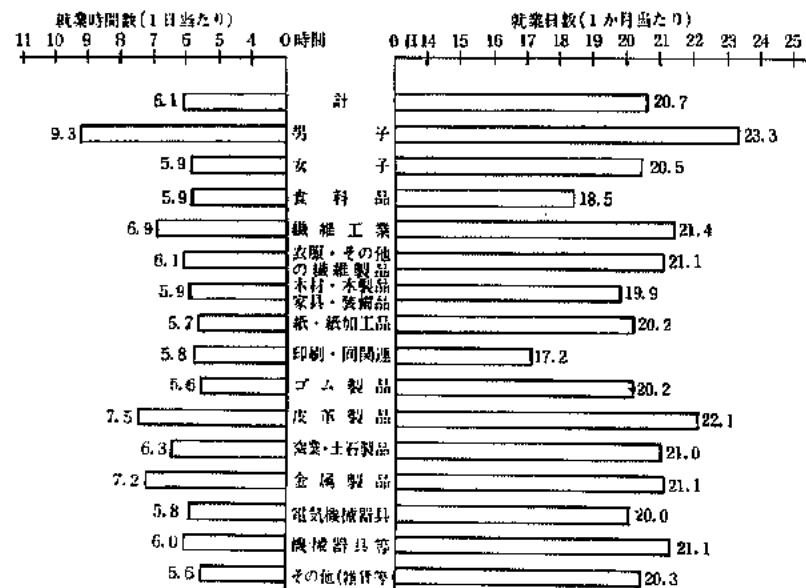
区 分	性別	年 齢	経 験 年 数 (勤続年数)	1時間当 たりの工賃・賃金 額	1か月当 たりの工賃・賃金 額	1日当 たりの就業時間数	1か月当 たりの就業日数
家内労働者	計	46.6	7.08	374	50.5	6.1	20.7
	男子	55.7	17.06	820	194.2	9.3	23.3
	女子	46.0	7.00	343	40.6	5.9	20.5
雇用労働者	計	—	—	990	192.9	8.0	23.1
	男子	—	—	1,281	254.8	8.5	23.5
	女子	—	—	688	114.8	7.4	22.6
	計	—	—	956	176.7	7.7	24.0
	男子	—	—	1,150	232.1	8.2	24.6
	女子	—	—	659	107.1	7.0	23.2
パート労働者 タイ	計	43.4	4.5	584	77.1	6.0	22.0

5.9時間、就業日数は1か月20.5日となっている（表4）。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「皮革製品」が7.5時間、「金属製品」が7.2時間、「繊維工業」が6.9時間と専門的・家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対し、「ゴム製品」及び「その他（雑貨等）」が5.6時間、「紙・紙加工品」が5.7時間と短くなっている。

また、平均就業日数をみると、「皮革製品」が22.1日、「繊維工業」が21.4日と多く、これに対し「印刷・同関連」が17.2日、「食料品」が18.5日と少なくなっている（図4）。

図4 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間374円、1か月50,501円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は374円であり、これを男女別にみると、男子が820円、女子が343円となっている（図5）。

また、業種別にみると、図5のとおり、技能、経験を要する専門的・技術的・知識的・経験的・身体的・精神的労働者が比較的多い「金属製品」が599円と最も高く、次いで「皮革製品」が577円、「印刷・関連業」が559円となっているのに対し、内職的・単純労働者がほとんどを占める「食料品」が276円と最も低く、次いで「紙・紙加工品」が289円、「木材・木製品、家具・装飾品」が313円となっている。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は50,501円であり、これを男女別にみると、男子が194,150円、女子が40,562円となっている（図5）。

次に、1時間当たりの工賃額階級別に家内労働者の構成比をみると、「200円以上300円未満」が最も多く25.2%、これに次いで「300円以上400円未満」が22.5%、「400円以上500円未満」が14.7%となっている。「500円未満」の層の占める割合は、全体の81.3%であり、これを男女別にみると、男子が33.1%であるのに対し、女子は84.4%となっている（表5）。

図5 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

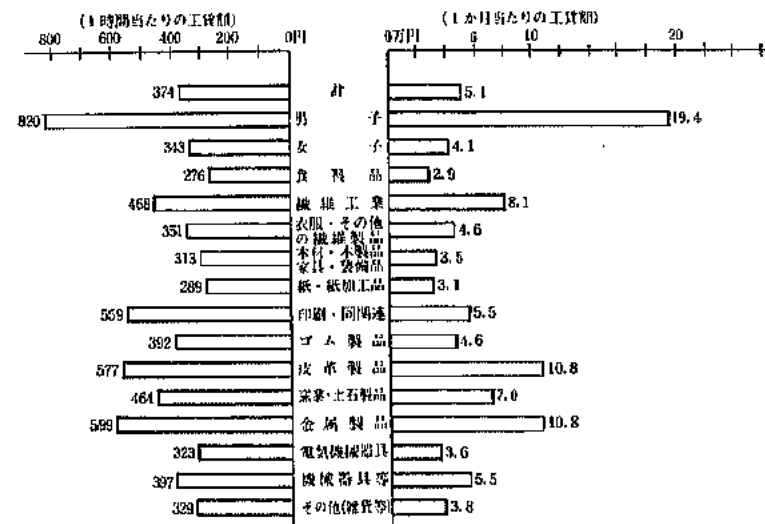


表5 1時間当たりの工賃額階級別家内労働者構成比

工賃額階級	計	男子	女子
計	100.0%	100.0%	100.0%
100円未満	2.6	0.6	2.7
100円～ 200円未満	16.3	5.3	17.0
200円～ 300円未満	25.2	9.7	26.2
300円～ 400円未満	22.5	11.0	23.3
400円～ 500円未満	14.7	6.5	15.2
500円～ 600円未満	7.7	7.5	7.7
600円～ 700円未満	3.5	6.1	3.3
700円～1,000円未満	4.4	22.5	3.1
1,000円～2,000円未満	2.8	26.9	1.3
2,000円以上	0.3	3.9	0.0
不明	0.1	—	0.1

4 家内労働には危険有害なものもある

家内労働者の中には、プレス機械や動力織機等を使用する作業、鉛や有機溶剤を取り扱う作業、粉じん作業等の危険又は有害な業務に従事している者も相当数いる。

発生するおそれの高い災害としては、安全関係では、たとえば、プレス機械、シャー等の工作機械を用いて行う金属製品等の加工中の手指の切傷、グラインダー等を用いて金属製洋食器や刃物を研磨中のと石の破裂による負傷、動力織機の回転部分へのまき込まれのための負傷などがあり、衛生関係では、接着剤、洗浄剤、塗料等に含まれている有機溶剤による中毒、グラインダー等を用いる研磨作業や陶磁器の成型、焼成作業におけるじん肺、溶融した鉛を用いる

刃物の焼入れ作業や陶磁器の絵付け作業における鉛中毒などがある。

家 内 労 働 災 害 事 例

被災者	性別	年齢	委託業務の内容	傷病名及び休業日数	発 生 状 況 (発生日)
家 内 者 労 働 者	男	65	プ レ ス (洋 食 器 工 加)	左肩峰突起 不全骨折 1箇月	高さ54cmの踏み台を使用して作業場の電源元スイッチを入れて踏み台から下りるとき、高さ28cmの中間台に下り損ね、セメント床の上に落ち、後方の柱の角で左肩を強打して骨折した。 (昭和63年)
家 内 者 労 働 者	女	53	織 布	左示指挫創 11日	織機を使用して作業中、織機の織り前の部分（ローラー）と中のボタンに人差し指を挟まれ、負傷したものの。 (昭和63年)
家 内 者 労 働 者	男	28	プ レ ス	右示指第一 関節切断 75日	12トンパワープレスにて曲げ加工中、被加工物が入りにくいため、光線式安全装置のボルトを緩めて安全装置を上に移動し作業したため、右手第二指がラム降下部分に入り込み負傷したものの。 (昭和59年)

家内労働対策の概要

労働省では家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の普及
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等工賃支払の確保
- 3 工賃の低い家内労働者について、工賃の改善を図るための最低工賃の決定
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 就業時間の適正化を図るための指導
- 6 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進

(1) 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するために基本となるものです。

このため、家内労働手帳の普及については、適正な手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行っています。また、委託者団体に家内労働の実態に即した家内労働手帳を一括印刷することなどについて、指導を行っています。

(2) 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

(3) 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣又は都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

平成元年2月末日現在決定したものは202件で、この最低工賃の適用を受ける委託者は約3万、同家内労働者は約39万人となっています。

業種別最低工賃決定状況

平成元年2月末日現在

業 種	決 定 件 数	適用委託者数	適用家内労働者数
ニ ッ ト 製 造 業	22 件	2,854	42,535人
織 物 業	14	2,621	25,701
縫製業	既 製 服	10,635	141,120
	注 文 服	4	1,580
	和服その他	29	3,660
そ の 他	4	678	1,561
小 計	131	20,728	252,007
木材・木製品製造業	1	32	500
紙・紙加工品製造業	9	619	11,387
金属製品製造業	6	909	4,903
電気機械器具製造業	28	3,725	98,833
そ の 他	27	2,156	20,338
合 計	202	28,169	387,968

(4) 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具、原材料のなかには、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業は家内労働者の居宅で行われています。そのため、一たん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くおそれがあります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導等を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識をもち、みずから災害防止に努めることが重要であるので、広報活動等を通じて家内労働による災害の防止意識の高揚を図るとともに、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進しています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業に従事する家内労働者については、特殊健康診断を実施して、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努めています。

（５）労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められるので、労災保険に特別加入できることとなっており、積極的にこれらの加入の促進を図っています。

イ 労災保険特別加入とは

労災保険は、労働者が事業場などで仕事中に災害にあって負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が設けた保険です。

この保険は、原則として労働基準法適用労働者を保護することを目的としたものですが、中小零細企業の事業主や、大工、左官などの労働者以外の人々についても、特別に、業務災害によるけがや病気について、雇用労働者に準じて保護するため特別加入制

度を設けています。

家内労働者や補助者の場合、特定の作業に従事する者については、希望により労災保険に特別加入することができるようになっています。

ロ 特別加入できるのは

次の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

(イ)プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

(ロ)研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの

(ハ)有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

(ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗料を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの

(ホ)動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

(イ)木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

ハ 健康診断の受診

(イ) 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）

で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

ただし、中央労働災害防止協会等が行う特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6カ月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われます。

(ロ) この診断の結果、有害物による中毒にり患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

	特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1	粉じん作業を行う業務	3 年
2	身体に振動を与える業務	1 年
3	鉛 業 務	6 か 月
4	有機溶剤業務	6 か 月

ニ 特別加入の方法

家内労働者や補助者は、個人で労災保険に特別加入することはできません。必ず家内労働者や補助者が組織する団体を通じて、

特別加入することになります。この団体は、法律上事業主とみなされて保険料の納付などの労災保険事務を処理することとなるので、その基盤がしっかりしたものでなければならないことになっています。

特別加入をしようとする家内労働者や補助者の団体は、都道府県労働基準局長に加入申請し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）ですが、毎年更新していくことができます。

ホ 特別加入が承認されると

団体は事業主とみなされ、団体の構成員である家内労働者や補助者はその団体に使用される労働者とみなされて、保険関係が成立しますが、その効果は次のとおりです。

(イ) 特別加入した家内労働者や補助者は、一般の労働者と同様に保険給付及び労働福祉事業としての特別支給金等を受けることができます。

(ロ) 保険料や保険給付額の算定の基礎となる額は、特別加入者の希望をきいて都道府県労働基準局長が決めることになっています。

これを給付基礎日額といい、その額は3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円となっています（このほか暫定的に2,000円、2,500円が認められることがあります。）。給付基礎日額は、休業補償給付など保険給付額算定の

基礎になる大切なものですから、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額であることが肝要です。保険料はこの額に、作業の種類に応じて定められた保険料率（金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、化学物質製、皮製若しくは布製の履物等の製造加工の作業又は合成樹脂製若しくは木製の漆器の製造加工の作業は $\frac{5}{1000}$ 、陶磁器製造の作業は $\frac{16}{1000}$ 、織機、合糸機又は撚糸機を使用する作業は $\frac{4}{1000}$ 、仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工の作業は $\frac{18}{1000}$ ）を乗じて計算されます。保険料の納付義務者は団体です。

へ 保険給付には

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金があります。

(i) 療養補償給付

仕事によるけがや病気で、療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。これ以外の医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用の全額が支給されます。

(ii) 休業補償給付

療養のため仕事をする事ができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の60%が支給されます。

(iii) 障害補償給付

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

(iv) 遺族補償給付

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して年金又は一時金が支給されます。

(v) 葬 祭 料

仕事により死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して支給されます。

(vi) 傷病補償年金

仕事によるけがや病気が療養を開始してから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による廃疾の状態が傷病等級表に該当する場合には、年金が支給されます。

ト 労働福祉事業には

次の特別支給金などがあります。

(i) 特 別 支 給 金

① 休業特別支給金

療養のため仕事をする事ができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の20%が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて一時

金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

⑧ 遺族特別支給金

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して300万円が支給されます。

④ 傷病特別支給金

廃疾の程度に応じて一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

（ロ） そ の 他

労災保険では、以上のほか、けがや病気をした者に保険サービスとして義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っています。

（6）いわゆる「インチキ内職」の防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

① 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買上げを拒否する。

② 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。

③ あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還する旨の担保金を徴収し、業務をやめてもなかなか返還しない。

また、最近ではマイコンやワードプロセッサを使用して自宅で簡単にできる内職という広告で、講習料を取るもの、機械を売りつけるものなどが現われています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告にまどわされぬよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

家内労働法のあらまし

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上とその生活の安定を図ることを目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的かつ緊急なことがらについて定めており、主として、家内労働者に仕事を委託する委託者にいろいろな義務を課しています。

この法律の主な内容は、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、最低工賃制度、安全衛生の措置などです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は、最低のことを決めたものですから、委託者も家内労働者も、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、これよりもさらに向上させるよう努めなければなりません。

この法律では、家内労働者及び委託者の定義を次のように定めています。

家内労働者

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（いわゆるブローカーや請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。

（近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。）

- ② 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする

物品の製造、加工等に従事すること。

（物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。）

- ③ 業者の業務の目的物である物品の製造加工などを行うこと。

- ④ 主として、労働の対償を得るために働くものであること。

（大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。）

- ⑤ 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委託者

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（いわゆるブローカーや請負的仲介人を含みます。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）

- ② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

（例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。）

- ③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。

- ④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

（直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。）

家内労働手帳

委託者が家内労働者に仕事を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日に紛争などが起こることがあります。

このようなことがないように、この法律では、家内労働手帳制度を定めています。

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託のつど、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日等を、物品の受領のつど、受領年月日、受領した物品の数量を、また工賃支払いのつど、支払年月日、支払工賃額を記入しなければなりません。

家内労働手帳は、様式が定められていますが、必要な事項を具備していれば定められた様式以外のもの（例えば伝票様式）でもさしつかえありません。

就 業 時 間

家内労働者は、だれからもその就業時間を管理されることがなくいつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争による弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努め

なければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

都道府県労働基準局長は、必要があるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために、必要な措置をとることを委託者及び家内労働者に勧告できることになっています。

委託の打ち切り

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。

したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろうとするときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように努めなければなりません。

工賃の支払

工賃の支払が遅れたり、全く支払われなかったりすると、家内労働者は生活に困ることになりますので、このようなことがないようにこの法律では、委託者の工賃の支払について、次のとおり定めています。

- 1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

しかし、委託者の営業所と家内労働者の作業場所とが遠く離れ

ている場合などには、家内労働者の同意があれば、① 郵便為替での支払い、② 銀行など金融機関に対する預金や貯金口座への振込み、③ 郵便為替口座への払込みや振込みなどによる支払でもよいことになっています。

2 工賃は、原則として、納品された日から1か月以内に支払わなければなりません。

ただし、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受けとった物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃や物品の受渡し場所

委託者は、工賃の支払い、原材料や製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、その家内労働者、委託者に適用される最

低工賃の決定や現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全衛生のための措置

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は家内労働者みずからが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するために、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- ② 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- ③ モーター、パフ盤などについては覆いを取り付けること。
- ④ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ⑤ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心がけなけ

ればならないこととして、

- ① 18歳未満の者や女子が、手押しかんな盤の取扱いの業務、鉛の蒸気又は粉じんを発生する場所における業務等一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないような委託をしないこと。
- ② 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行うよう努めること。

などがあります。

また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

- ① 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること。
- ② 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。
- ③ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと
- ④ 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた⑤の措置を講じること。

などがあります。

以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心がけなければならないこととして、

- ① 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達するときには、委託

者と同じような措置（前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた①②③の措置）を講じるよう努めること

- ② 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取り扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること

などがあります。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

届 出

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(1) 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、委託業務の内容や、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(2) 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を、遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

帳簿の備付け

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりません。

申 告

家内労働者及び補助者は、委託者にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、都道府県労働基準局又は労働基準監督署に申告することができます。

罰 則

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すれば、すべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人や使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

(参考) 1 小規模企業者を対象とした施策の概要

国では、小規模企業の経営の安定と振興を図るため、以下に述べるような施策を講じており、家内労働者（特に専業的家内労働者）にもその適用があります。

1 産業安全衛生施設等整備資金貸付（国民金融公庫）及び産業安全貸付（中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）の概要

中小企業における安全衛生施設の整備を金融面から援助し、もって労働災害を防止するための制度で、中小事業者に対し、機械の安全装置、保護具、換気装置等の施設の整備に必要な資金を長期かつ低利で貸付けます。

(1) 借 入 申 請

借入れ申込みには、施設の設置を必要とする労働基準監督署長の証明書の添付が必要です。

(2) 貸 付 条 件 等

貸付条件等	公庫名	
	国民金融公庫	中小企業金融公庫
融資対象者	家内労働法の対象となる委託者及び家内労働者	家内労働法の対象となる委託者
融資金額	一般貸付とあわせて4,000万円以内	一般貸付とあわせて5億2千万円以内但し、特利限度は4億円
利 率	年4.85%(4年目から5.35%。但し沖縄公庫は4.85%)平成元年3月15日現在	
融資期間	15年以内（据置期間2年以内）	

(3) 融資対象施設

施設名	内容
全体換気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気、粉じん等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
除じん用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのある粉じんを発散する作業場に固定して設置するものに限る。
ガス除去用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
缶車、綱車、勢輪等の接触予防設備	
プレス機の安全装置	
シャーリングの安全装置	
丸のこ盤の反ばつ予防装置	
木材加工用機械の接触予防装置	

2 小企業等経営改善資金貸付制度の概要

この制度は、商工会、商工会議所の経営指導員による相談指導業務に関連して設けられている小規模企業者に対する無担保、無保証人融資制度です。

(1) 融資の対象者

小企業者（常時使用する従業員の数が5人以下、商業、サービス業については2人以下の企業者）および小企業者に準ずる者（小企業者以外の小規模企業者であって、その経営内容が小企業者と同様の実態にある者）であって、原則として6か月以前から、経営指導員の経営指導を受けていること等の所定の条件を満たしている者

(2) 融資の条件

- (イ) 貸付限度額 設備資金、運転資金併せて450万円以内
- (ロ) 貸付期間 設備資金 5年以内（据置6か月以内）
運転資金 3年以内（据置6か月以内）
- (ハ) 貸付金利等 年5.4% 無担保、無保証人融資

(3) 貸付の申込み及び貸出

本融資制度を利用するためには、まず商工会等に推薦の申込みを行い、商工会等は受付けた推薦申込案件を審査し、適切と判断した場合には国民金融公庫へ推薦します。国民金融公庫は商工会等から受け取った推薦案件の金融審査を経て貸付を行います。

3 小規模企業共済制度の概要

この制度は、「小規模企業共済法」に基づき、小規模企業者の相互扶助の精神に基づいて実施されており、小規模企業者の廃業（死亡を含む。）、役員退職等について、その拠出による共済制度を確立し、これにより小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とした制度で、中小企業事業団が、政府の全額出資および補助金をもって運営しています。

- (1) 対象 常時使用している従業員数が20人（商業、サービス業は5人）以下の①個人事業主、②会社、企業組合及び協同組合の役員
- (2) 掛金 月額1,000円から50,000円までの500円きざみの額
- (3) 共済契約の種類、共済事由及び共済金額

契約の種類		第一種共済契約				第二種共済契約	
共済事由 解約事由		共 済 事 由		特別解約事由		共 済 事 由	
加 入 者	個人事業主	○事業の廃止 (死亡を含む) ○事業の第三者への譲渡	○老 齢 給 付 (65歳以上 で掛金納付 年数が15年 以上とな り、かつ、 共済金の支 給を請求し たとき)	○会社に組織変 更したとき ○配偶者、子に 事業の全部を 譲り渡したと き	○事業の廃 止(死亡 を含む) ○事業の第 三者への 譲渡 ○会社への 組織変更 ○隠居 ○満期(30 年)	○老齢給付	
	会社等の役員	○会社等の解 散	○疾病、負傷 又は死亡に より退職し たとき ○老齢給付	○解散、疾病、 負傷又は死亡 以外の事由で 役員の地位を 去ったとき	○会社等の 解散 ○満期	○退職 (死亡を 含む) ○老齢給付	
共 済 金	納付 年数	掛金合計 (5,000円 の場合)					
	5年	300,000	408,700	331,700	300,000	371,600	331,700
	10年	600,000	971,500	776,000	620,800	883,200	776,000
	20年	1,200,000	2,812,300	2,189,100	1,735,280	2,556,700	2,189,100
	30年	1,800,000	6,300,500	4,982,600	3,986,080	5,727,800	
	40年	2,400,000	11,137,000	11,137,000	8,909,600		

4 中小企業倒産防止共済制度の概要

この制度は、「中小企業倒産防止共済法」に基づき、中小企業者の相互扶助の精神に基づいた共済制度を確立し、これにより自らは健全な経営を行っている中小企業者がその取引先の倒産によって連鎖的に倒産することを防止し、その経営の安定を図ることを目的と

した制度で、中小企業者は、本制度に加入すれば、取引先企業が倒産し、売掛債権等の回収に支障が生じた場合に予め積み立てた掛金の額に応じて無利子（ただし、貸付額の10分の1相当額が掛金総額から控除されます。）、無担保、無保証人の迅速な貸付給付を受けることができます。

(1) 掛 金

各月納付する掛金の額は、5,000円から80,000円までの5,000円きざみの額で、320万円まで積み立てることができます。

なお、掛金については、損金に算入できること等税制上の優遇措置が講じられています。

(2) 貸 付 給 付

加入後6か月以降に取引先企業の倒産により売掛債権等の回収に支障が生じた場合、加入者は積み立てた掛金の10倍の範囲内で被害額相当の貸付給付を受けることができます。貸付金の返済期間は5年（据置6か月）以内です。

5 信用補完制度の概要

この制度は、中小企業者が信用力、担保力等の不足により、銀行等の金融機関から貸付を受けることを困難としている場合、その借入債務を保証することにより、中小企業者に対する金融が円滑にすすめられるよう、「信用保証協会法」に基づいて設立されている信用保証協会が中小企業の民間金融機関からの借入れの保証を行い、中小企業信用保険公庫がこの保証を保険する制度です。

(1) 保証の対象

協会の区域内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及び事業協同組合等

(2) 保証の条件

(イ) 保証限度 中小企業者 1 人 当 たり の 保証限度は原則として 1 億 3,500 万円

(ロ) 保 証 料 金利とは別におおむね年 1.0 %

(ハ) 保証人及び担保

原則として保証人を要し、保証の額が高額のときは、担保もあわせて要求されることがあります。なお、450万円までの小額保証の場合は無担保、無保証人の保証を行っています。

(3) 代位弁済と回収

中小企業者が、その債務を履行できなくなったときは、協会が金融機関の請求により中小企業者に代わって保証債務を代位弁済します。

金融機関のもっていた貸付債権は協会が保有し、協会が中小企業者から回収を行うこととなります。

(4) 保証と保険の関係

保証協会は、中小企業者に対して行った保証を中小企業信用保険公庫に保険をかける仕組みになっており、保証協会が金融機関に代位弁済した場合、その額の 70~80% が保険公庫より保証協会に保険金として支払われます。

(参考) 2 家内労働関係年表

主な法令、審議会報告、組織等

- 昭和27. 3. 15 中央労働基準審議会 会長 山中篤太郎
建議「家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること」
29. 5. 21 中央賃金審議会 会長 赤松 要
「最低賃金制に関する答申」
32. 5. 25 臨時労働基準法調査会 会長 佐々木良一
会長代理 中山伊知郎
「労働基準法の改正の要否等に関する答申」
(当面とるべき措置)
11. 25 雇用審議会 会長 有沢広巳
「答申第一号」(第四 その他の措置)
12. 18 中央賃金審議会 会長 中山伊知郎
「最低賃金制に関する答申」
33. 11. 1 家内労働関係実態調査
~34. 3. 20
34. 4. 15 最低賃金法の制定
11. 12 臨時家内労働調査会設置
(委員)新井敏夫、石川吉右衛門、磯部喜一、江上フジ、江幡 清、大谷徹太郎、岡崎 正男、勝木新次、加藤万吉、小池清一、佐々木秀一、末高 信、杉原行雄、田辺繁子、中鉢正美、中村 弘、戸谷舎人、◎長沼弘毅、西

- 丸弘子(五十音順、◎は会長)
35. 9. 29 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する中間報告」
36. 4. 12 労働基準局長通達
「家内労働に関する行政措置の実施について」
40. 12. 22 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「わが国家内労働の現状に関する報告」
「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」
41. 3. 2 労働基準局長通達
「家内労働行政の推進について」
6. 8 労働省設置法の一部改正（家内労働審議会の設置）
6. 27 家内労働審議会設置
（委員）飯田勝彦、五十嵐昭夫、○石川吉右衛門、磯部喜一、伊藤美佐雄（43. 5. 24就任）、氏原正治郎、蛭谷武弘、勝木新次、小森淑子、佐々木秀一（43. 2. 14辞任）、佐藤文男（43. 5. 24辞任）、鈴木秀明、武山泰雄、中鉢正美、土田哲治良、富沢輝雄、◎長沼弘毅、丹羽昇、久村晋（43. 5. 24就任）、本間熊蔵、馬淵勝美（43. 5. 24辞任）、吉田要三（43. 2. 14就任）、丸岡秀子
（特別委員）通商産業省中小企業庁計画部長、厚生省社会局長、経済企画庁国民生活局長

- （五十音順、◎は会長、○は起草委員長）
41. 7. 25 家内労働審議室の設置（労働省訓令第10号）
42. 7. 28 労働基準局長通達
「家内労働行政の積極的推進について」
3. 19 家内労働審議会小委員会 会長 長沼弘毅
委員長 石川吉右衛門
「家内労働法制検討上の問題点」に関する報告
12. 22 家内労働審議会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する答申」
「家内労働者に対する税制の改善」建議
「労働者災害補償保険制度の適用の検討」要望
44. 3. 25 家内労働法案の国会提出（第61国会）
8. 5 同法案国会終了とともに審議未了により廃案
8. 27 労災保険審議会 会長 近藤文二
「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」（家内労働者の特別加入）
10. 1 家内労働関係実態調査
～11. 30
45. 2. 17 家内労働法案の国会提出（第63国会）
5. 8 家内労働法の成立（法律第60号）
5. 30 家内労働法の施行期日を定める政令（政令第149号）
家内労働審議会令（政令第150号）

45. 6. 1 家内労働法の一部施行（審議機関など）
家内労働室の設置（家内労働審議室の廃止）
（労働省訓令第9号）
8. 3 中央家内労働審議会設置
公益を代表する委員
○石川吉右衛門、江上フジ、江幡清、勝木
新次、並木正吉、◎峯村光郎
家内労働者を代表する委員
岩田国夫、小口賢三、小森淑子、久村晋、
本間熊蔵、山本まき子
委託者を代表する委員
五十嵐昭夫、十場久三郎、富沢輝雄、丹羽
昇、藤井与三二、吉田要三（45. 12. 28 辞
任）、大塚栄一（45. 12. 28 就任）
特別委員
経済企画庁国民生活局長、厚生省社会局
長、中小企業庁計画部長
（五十音順、◎は会長、○は会長代理）
9. 29 労働者災害補償保険法施行規則改正
家内労働者労災保険特別加入制度の設置（労
働者災害補償保険法施行規則の一部を改正す
る省令（労働省令第22号））
9. 30 家内労働法施行規則制定（労働省令第23号）
10. 1 家内労働法の全面施行
46. 5. 21 家内労働旬間の実施
～ 5. 31

47. 7. 15 中央家内労働審議会小委員会
委員長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する報告」
7. 17 中央家内労働審議会 会長 峯村光郎
「家内労働者の税制に関する建議」
48. 4. 12 家内労働審議会令改正（政令第62号）
50. 8. 8 中央家内労働審議会小委員会
委員長 峯村光郎
「家内労働の問題点に関する報告」
51. 2. 16 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働手帳の普及に関する報告」
52. 4. 4 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「最低工資制度に関する報告」
53. 8. 7 家内労働法施行規則改正（労働省令第32号）
労働者災害補償保険法施行規則改正
（労働省令第32号）
54. 4. 25 家内労働法施行規則改正（労働省令第18号）
4. 25 労働安全衛生規則改正（労働省令第18号）
12. 12 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働者の安全衛生に関する報告」
55. 10. 11 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施
～ 10. 20

55. 11. 19 中央家内労働審議会 会長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する要望」
56. 4. 1 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令
第8号）
57. 7. 27 中央家内労働審議会小委員会
委員長 樋口弘其
「最低工賃の新設・改正の促進に関する報告」
59. 6. 22 労働省組織令改正（政令第212号）
（労働省内部部局再編成により家内労働関係事務婦人局婦人労働課所掌）
60. 11. 20 中央家内労働審議会 会長 有泉 享
「家内労働者に対する税制改善に関する要望」